

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	
	③ ④
排架番号	3 A
	15
	67- 8

364564

63

昭和十七年二月十二日

拜啓 益御清巻奉賀候

重要産業統制局



陳者去る十日開催仕候第一回統制會命長命議議事

要録茲許同封郵送附申上候間御座敷所願上候

特 具

364564

Summary of Proceedings at the first
"Director's Conference of the Managing
Body," Japan Industrial Club
1942.

first
managing
club

388200

要論 茲將同族隊後由上野園時與實湖園上野
於去月十日開辦出給第一回統制會命及給給
聯署 翁聯署奉實類

昭和十七年二月十一日



第一回統制團體會長會議議事要錄

昭和十七年二月十日正午
於 帝國ホテル

出席者

平生（代理渡邊）、松本、伊藤、鈴木元、原、鈴木重康（代理
鈴木英雄）、島、淺野、斯波、池尾、南郷各理事、並ニ郷古、
植村各常任委員、帆足書記長

議事次第

- 一 平生會長挨拶
- 二 事務局調査事項報告
 - (1) 許可認可事務簡捷令實情調査ノ件
 - (2) 統制會ノ事業兼管問題並統制會社令ニ關スル調査ノ件
 - (3) 金融統制令ニ關スル件
 - (4) 統制團體理事長會議ニ於テ審議中ノ問題
 - (5) 統制會ノ各種經濟團體加入問題、寄附金問題等ノ處理方策ニ關

67-8

(1) 統制會ノ各關係機關對出入問題ノ審判金問題等ノ整理は第一
 (2) 統制會ノ各關係機關對出入問題ノ審判金問題等ノ整理は第一
 (3) 統制會ノ各關係機關對出入問題ノ審判金問題等ノ整理は第一
 (4) 統制會ノ各關係機關對出入問題ノ審判金問題等ノ整理は第一
 (5) 統制會ノ各關係機關對出入問題ノ審判金問題等ノ整理は第一

平生會長御出張ノ爲松本石炭統制會會長ガ代ツテ司會サレタ。司會者ヨリ挨拶ガアツテ直ニ會議ニ入り、先ヅ帆足書記長ヨリ事務局ノ調査事項ニ付報告（議事次第(一)參照）スル所アリ、一、二質疑ノ後議事「統制會相互ノ共通問題トシテ當面採上ゲ解決促進ヲ圖ルベキ諸問題並其ノ取扱方法」ノ審議ニ入ツタ。採上ゲラレタ問題ト討議ノ内容ハ大要次ノ如クデアツタ。

昭和二十一年一月十五日

第一回統制團體聯合會臨時議事要綱

スル件

- (2) 南方對策ニ關スル件
- (3) 經濟團體系列ノ整理一元化ニ關スル件
- (4) 統制會ト行政官廳セクシヨナリズムニ關スル件
- (5) 多角經營會社ト統制會ノ關係調査ノ件

議事

統制會相互ノ共通問題トシテ當面採上ゲ解決促進ヲ圖ルベキ諸問題並其ノ取扱方法（統制團體理事長會議並各種專門委員會其他トノ聯繫方法）

平生會長御出張ノ爲松本石炭統制會會長ガ代ツテ司會サレタ。司會者ヨリ挨拶ガアツテ直ニ會議ニ入り、先ヅ帆足書記長ヨリ事務局ノ調査事項ニ付報告（議事次第(一)參照）スル所アリ、一、二質疑ノ後議事「統制會相互ノ共通問題トシテ當面採上ゲ解決促進ヲ圖ルベキ諸問題並其ノ取扱方法」ノ審議ニ入ツタ。採上ゲラレタ問題ト討議ノ内容ハ大要次ノ如クデアツタ。

大隈文、世々マアヤ。

並其ノ類對式去一ノ邊類ニ入ヤ。對土マノノ間取イ情義ノ内容ハ

一絲聯會並其ノ共前問題トモ、當面對土ヲ對指財賦マ、即ムネキ問題

並其ノ類對式去一ノ邊類ニ入ヤ。對土マノノ間取イ情義ノ内容ハ

一絲聯會並其ノ共前問題トモ、當面對土ヲ對指財賦マ、即ムネキ問題

並其ノ類對式去一ノ邊類ニ入ヤ。對土マノノ間取イ情義ノ内容ハ

一絲聯會並其ノ共前問題トモ、當面對土ヲ對指財賦マ、即ムネキ問題

並其ノ類對式去一ノ邊類ニ入ヤ。對土マノノ間取イ情義ノ内容ハ

一絲聯會並其ノ共前問題トモ、當面對土ヲ對指財賦マ、即ムネキ問題

並其ノ類對式去一ノ邊類ニ入ヤ。對土マノノ間取イ情義ノ内容ハ

一絲聯會並其ノ共前問題トモ、當面對土ヲ對指財賦マ、即ムネキ問題

並其ノ類對式去一ノ邊類ニ入ヤ。對土マノノ間取イ情義ノ内容ハ

一絲聯會並其ノ共前問題トモ、當面對土ヲ對指財賦マ、即ムネキ問題

一 統制會ノ經濟事業兼營問題

現行統制會令ニ依ルト統制會ハ經濟行爲ヲ行ヒ得ヌコトヲナツテ、
經濟行爲ヲ行フ爲ニハ一々統制會社又ハ其ノ爲ノ特殊機關ヲ作
ラネバナラズ、統制會ノ運営トモ重疊スルコトトナルカテ、至急本
問題ニツキ實情調査ノ上之ヲ理事長會議ニ於テ檢討シ、適當ニ處置
サレタイ。

二 多角經營會社ト統制會ノ問題

多角經營會社ハ幾ツカノ統制會ニ加入スルコトトナルノテ各統制會
ノ位置ニ一致ヲ缺ク場合ハ企業ノ圓滑ナル運営ヲ阻害スル惧レガ
ル。依ツテ統制事項ニ關シテハ各統制會間ノ連絡ニ依ツテ出來ル
ケ統一スル必要ガアルガ、本問題ニ就テハ先ツ至急實情ヲ調査サ
レタイ。

三 勞務問題

(1) 産報ト統制會トノ關係ニ就テ

大日本産業報國會ト統制會トノ關係ノ現状ヲ見ルト、産報ハ、統
制會トイフモノノ出來テキル現在ナホ統制會ノナカツタ時ト同



労働組合の発展は、出資や資本の集中を必要とする。日本労働組合連合会（連合）は、この点に留意し、労働者の利益を代表する機関として、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を期す。また、労働者の教育と訓練を促進し、労働者の生活水準を向上させることにも努める。連合は、労働者の代表者として、政府や企業と交渉し、労働者の利益を守ることに努める。連合は、労働者の代表者として、労働者の利益を守ることに努める。

労働組合の発展

以下。

労働組合の発展は、労働者の利益を代表する機関として、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を期す。また、労働者の教育と訓練を促進し、労働者の生活水準を向上させることにも努める。連合は、労働者の代表者として、政府や企業と交渉し、労働者の利益を守ることに努める。連合は、労働者の代表者として、労働者の利益を守ることに努める。

労働組合の発展は、労働者の利益を代表する機関として、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を期す。また、労働者の教育と訓練を促進し、労働者の生活水準を向上させることにも努める。連合は、労働者の代表者として、政府や企業と交渉し、労働者の利益を守ることに努める。連合は、労働者の代表者として、労働者の利益を守ることに努める。

ヤウナ考へ方デ活動シテキルノデハナイカト思ハレル節ガアル。即チ賃金問題、技術向上問題、常務用物資配給問題等ニ關シ、産報ト統制會トハ重要ナ關係ニ在ルガ、産報ノ行キ方ハ「勞資一體」ヲ強調スル餘リ當然統制會デヤルベキ仕事ノ範圍ニ迄入り込シテ來ルトイフヤウナ惧レ無シトシナイ。兩者ノ關係ニ就テハ飽ク「職分奉公」トイフコトガ基調トナルベキデ、其ノ間自ラ守ルベキ限界ガアルト考ヘラルル。本問題ハ極メテ重大デアルカラ至急兩者ノ關係ヲ明確ニスル必要ガアル。

(四) 勞務者等ノ給與問題

職員工員其ノ他一般ニ勞務者ノ給與問題ニツキ各統制會ハ連絡ヲトリ歩調ヲ一ニスル必要ガアル。

イニ進路も一ニスル必要アリ

難員工員其ノ職一職ニ従事者ノ餘暇時間ニマテ其ヲ利用セバ

(四) 従事者ノ餘暇時間

頭等ノ附帯ノ時間ニスル必要アリ

其ノ結果モハルニテハ、本問題ハ、其ノ間自ラ其ノ

「煤谷率公」イトモロイモ、其ノ間自ラ其ノ

來ハ、イトモロイモ、其ノ間自ラ其ノ

モ、其ノ間自ラ其ノ

唯、其ノ間自ラ其ノ

(一) 勞務管理ニ就テ

現在勞務ニ關スル行政ハ厚生省ト商工省トノ二本ニナツテキル

タメ手續ソノ他ガ煩雜デ且ツ決定ヲ見ルマデニ相當ノ時間ヲ要

スル實狀デアアル。戰時下ニ在リテハ思ヒ切ツテ勞務行政ノ大部

分ヲ一元化スルト共ニ統制會ニ勞務管理ノ相當部分ヲ任セ、以

テ專業ノ運営ヲ徹活ナラシメル必要ガアラウ。

右ノ如ク勞務ニ關シテハ重要ナ問題ガ多ク孰レモ急速ニ對策ヲ講

ズル必要ガアル故至急「勞務委員會」ヲ開キ實情ヲ調査シ適切ナ

ル對策ヲ講ズルコト

四 統制規定ノ統一ト共同審議

統制規定ハ各統制會ノ特殊性ニ依リ相異ルノハ當然デアアルガ、同時

ニ各統制會ニ共通ノ問題モアルノデアアルカラサウイフ問題ニ就テハ

共同研究ヲ爲シ歩調ヲ一ニスルコトガ望マシイ。例ハバ賃金ニ關シ

或統制會デハ報告事項ニ入ツテ居リ或統制會デハ統制事項ニ入ツテ

居ルトイフヤウナコトモアルガ斯ル不統一ハ共同審議ニ依ツテ之ヲ

出來ルダケ統一スルベキデアラウト思フ。



